

相続時口座照会について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年4月より、お客さまのご意思に基づき、一度に複数の金融機関の預貯金口座へ、個人番号（マイナンバー）のお届出（預貯金口座付番）を行うことが可能となりました。これに伴い、相続人（包括受遺者を含みます）からのご照会により、亡くなられた方（被相続人）が生前お取引の中で「個人番号（マイナンバー）」を金融機関に届出されていた場合、その個人番号（マイナンバー）を用いてすべての金融機関に対して亡くなられた方を名義人とする預貯金口座の有無を照会することが可能となりました。

当該照会につきましては、亡くなられた方（被相続人）が亡くなられてから10年以内であればお申し込みいただくことが可能です。ただし、亡くなられた方が個人番号（マイナンバー）を届出されていない金融機関におかれましては、該当金融機関に預貯金口座をお持ちの場合でも確認することができません。そのため、預金保険機構を経由して相続時口座照会を行いますが、照会対象とならない金融機関もございます。

その際におきまして、「相続時口座照会」には【所定の手数料：5,060円（税込）】をいただきます。こちらは、預金保険機構が定める金融機関一律の手数料となっており、口座有無の確認ができなかった場合におかれましても所定のお手数料がかかります。また、相続時照会結果は、預金保険機構よりお申込時にご申告いただく通知先（日本国内）あてに郵送にて通知されます。

注意事項として

- ・お申し込みにより、亡くなられた方（被相続人）の口座を照会する金融機関に、亡くなられたことが通知されるため、金融機関によっては亡くなられた方の預貯金口座等に係る取引の停止の措置が講じられる場合がございます。
- ・当組合以外の金融機関で相続時口座照会をご利用になり、当組合の預貯金口座の有無を照会された場合は当組合に個人番号（マイナンバー）の届出済であれば、預金保険機構を通じて照会結果を回答するとともに、該当の預貯金口座等に係る取引の停止をさせていただきますことをご承知おき願います。

以上



copyright (c) 2000/02/01～ AKAGI SHIN-YO KUMIAI all right reserved.



This page designed by ALON corporation